

令和7年4月14日 第48回基本計画策定・推進専門委員等会議	資料3－4
-----------------------------------	-------

文部科学省説明資料



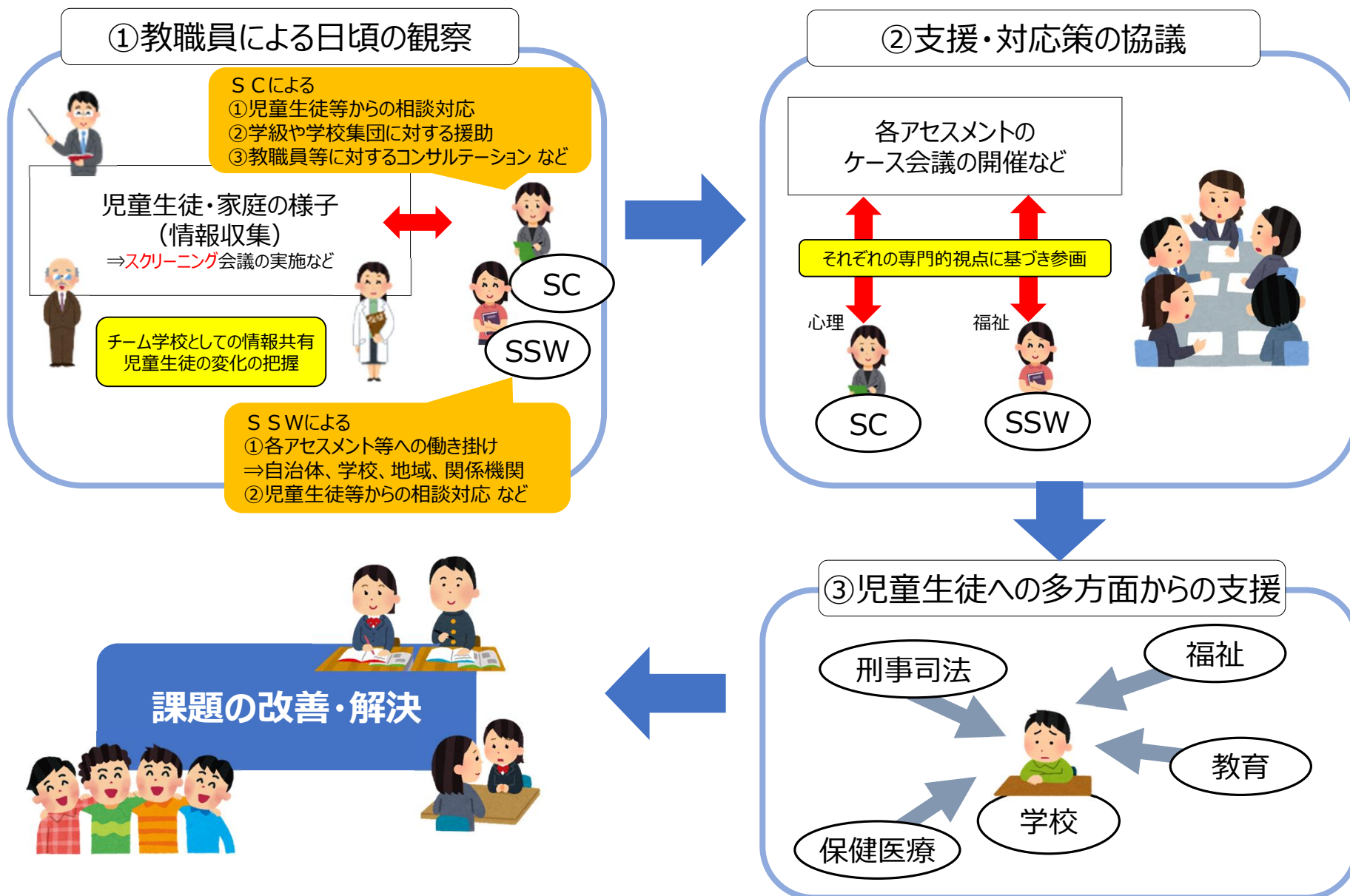
文部科学省 説明資料



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

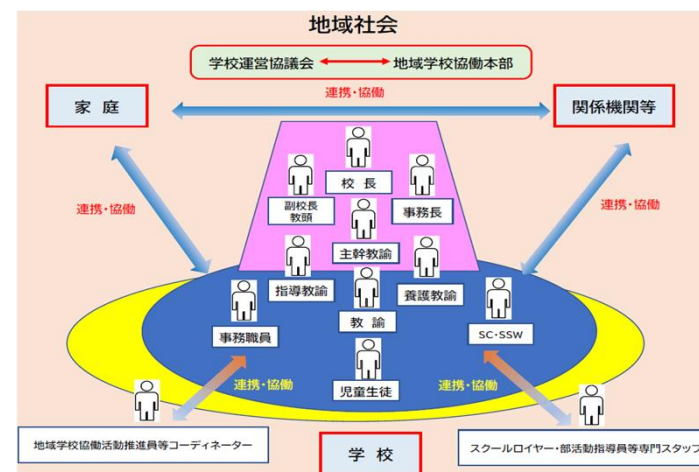
学校における教育相談の流れ（イメージ）



3.1 チーム学校における学校組織体制

➤ チーム学校とは・・・

- 平成27年に中教審が「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」を答申。チーム学校が求められる背景として以下の観点を指摘。
 - ✓ 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備
 - ✓ 複雑化・多様化した問題や課題を解決するための体制整備
 - ✓ 子供と向き合う時間の確保等のための体制整備
- チーム学校とは、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」として定義。
- 学校がチームとして機能するためには、教職員同士はもとより、教育の専門性を有する教員とSCやSSW等の多職種の専門家や地域の人々が連携・協働して教育活動を展開することが重要。



3.2 生徒指導体制

➤ 生徒指導の中核となる生徒指導部

- 生徒指導主事と各学年の生徒指導担当、教育相談コーディネーターや養護教諭、SCやSSW等で構成。定例会等は管理職も参加し、学校全体の生徒指導を推進。生徒指導体制とは、学校として生徒指導の方針・基準を定め、年間の生徒指導計画に組み込むとともに、校内研修を通じて教職員間で共有し、一貫性のある生徒指導を行うことができる校内体制。

➤ 生徒指導体制の構築には、生徒指導部のほか、学年や校務分掌を横断した体制が重要

- 管理職のリーダーシップの下、ミドルリーダーによる横のつながりが不可欠。
- 生徒指導の方針・基準の明確化、具体化により、教職員によってバラバラに実践されることを防止。
- 全ての教職員による共通理解・共通実践の下、粘り強く組織的な指導・援助が重要。
- 児童生徒や保護者、教職員の声を聴き、不断の見直しと適切な評価、改善。

➤ 教職員の研修

- 校内外の研修を通じて方針や基準を共有。学校組織として、組織改善を継続し、組織力の向上を図る。

➤ 生徒指導の年間計画

- 事後対応だけでなく、発達支持や未然防止に関する目標や基本方針を計画に位置づけ。

スクールカウンセラーの職務内容

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) 保護者への助言・援助
- (3) 児童生徒集団、学級や学校集団に対するアセスメントと助言・援助
- (4) 児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒への心の教育に資する全ての児童生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施
- (5) 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助
- (6) 教職員に対するコンサルテーション
- (7) 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施

【出典】児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）平成29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議



SCは、児童生徒・保護者・教職員に対するカウンセリングだけでなく、**情報収集・見立て（アセスメント）や助言・援助（コンサルテーション）等**を行うことが求められる。



教員や他の専門スタッフ等と連携した「**チーム学校**」の**一員**として支援

スクールソーシャルワーカーの職務内容

- (1) 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、貧困、虐待等課題を抱える児童生徒と児童生徒が置かれた環境への働き掛け（個人＝ミクロへのアプローチ）
- (2) 学校内におけるチーム支援体制の構築、支援（学校組織＝メゾへのアプローチ）・複数の視点で検討できるケース会議とするための事前調整やケースのアセスメント（見立て）及び、課題解決のプランニング（手立て）への支援
- (3) 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整（自治体の体制＝マクロへのアプローチ）
- (4) 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助

【出典】児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）平成29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議



SSWは、児童生徒や保護者のニーズを把握し、支援を展開するとともに、学校や自治体を始めとする関係機関への働き掛けを行うことが求められる。



教員や他の専門スタッフ等と連携した「チーム学校」の一員として支援

児童生徒の教育相談の充実について（通知）

28文科初第1423号平成29年2月3日付け文部科学省初等中等教育局長通知

（1）未然防止、早期発見及び支援・対応等への体制構築

これまでの教育相談は、どちらかといえば事後の個別事案への対応に重点が置かれていたが、今後は不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等については、事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには、事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援に重点を置いた体制づくりが重要であること。

（2）学校内の関係者がチームとして取り組み、関係機関と連携した体制づくり

学校内の関係者が情報を共有し、教育相談にチームとして取り組むため、既存の校内組織を活用するなどして、早期から組織として気になる事例を洗い出し検討するための会議を定期的に実施し、解決すべき問題又は課題のある事案については、必ず支援・対応策を検討するためのケース会議を実施することが必要であること。

（3）教育相談コーディネーターの配置・指名

学校において、組織的な連携・支援体制を維持するためには、学校内に、児童生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、SCやSSWの役割を十分に理解し、初動段階でのアセスメントや関係者への情報伝達等を行う教育相談コーディネーター役の教職員が必要であり、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築する必要があること。

（4）教育相談体制の点検・評価

学校において、教育相談体制が児童生徒の安心した学校生活、家庭生活の維持・改善に資するものであるかを評価するため、児童生徒及び保護者からの意見聴取等を行い、利用者も含めた教育相談体制の見直しを必要に応じて行うことが重要であること。また、教育委員会は、SC及びSSWの活動方針を明確にするため、具体的なSC及びSSWの活動計画を策定、実施し、効果等を検証するなどし、定期的に評価を行う必要があること。

（5）教育委員会における支援体制の在り方

教育委員会は、学校や域内の教育支援センター等においてSC及びSSWが適切に活動でき、児童生徒の安心した学校生活及び適切な環境が構築されるような支援体制を構築する必要があること。

（6）活動方針等に関する指針の策定

「児童生徒の教育相談の充実について」において示されたSCガイドライン、SSWガイドラインを参考とし、SC及びSSWの効果的な活用のための「活動方針等に関する指針」を策定又は見直しを行い、教育相談の更なる充実を図ること。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

令和7年度予算額
(前年度予算額)

86億円
84億円)



- ◆ 不登校児童生徒数が、小・中学校で約35万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約13万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も1,306件と過去最多となる中、誰一人取り残されない学びの充実を一層推進する必要がある。
- ◆ 近年、児童虐待相談対応件数が増加傾向であること、「こども性暴力防止法」の趣旨等を踏まえ、性的虐待を含む学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実、同じく増加傾向であるヤングケアラー支援や貧困対策についても喫緊の課題。
- ◆ 児童生徒の抱える課題の早期発見・支援のため、関係機関と連携して、学校が情報を共有し、教育相談にチームとして取り組むための体制整備を支援。

スクールカウンセラー等活用事業

令和7年度予算額 6,212百万円(前年度予算額 6,085百万円)
事業開始年度：H7～(委託)、H13～(補助)

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和7年度予算額 2,428百万円(前年度予算額 2,355百万円)
事業開始年度：H20～(委託)、H21～(補助)

補助制度	- 負担割合：国1/3、都道府県・政令指定都市2/3 - 実施主体：都道府県・政令指定都市 - 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等
求められる能力・資格	- 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則) - 公認心理師、臨床心理士等
基盤となる配置	全公立小中学校に対する配置：27,500校 <週4時間>
重点配置	● 重点配置校 11,300校 (← 10,000校) <+週4時間>
・課題に応じた配置の充実	> いじめ・不登校対策： 7,000校 (← 5,700校) > 虐待対策： 2,000校 > 貧困対策： 2,300校
上記以外の質の向上、拠点の機能強化等	・スーパーバイザー： 67人 <週4時間> ・教育支援センター： 250箇所 <週4時間> ・オンラインによる広域的な支援： 67箇所 <週40時間> ・自殺予防教育の実施を含む
S・C配置以外の支援	・SNS等を活用した相談のための相談員の配置 ・「24時間子供SOS電話ダイヤル」の相談員の配置 ・専門性向上のための研修・連絡協議会の開催に係る経費の支援

負担割合：国1/3、都道府県・政令指定都市・中核市2/3	
実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市	
補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等	
福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)	
社会福祉士、精神保健福祉士等	
・ 全中学校区 に対する配置：10,000校区 <週3時間>	
● 重点配置校 11,000校 (← 10,000校) <+週3時間>	
> いじめ・不登校対策 ： 5,000校 (← 4,000校)	
> 虐待対策 ： 2,500校	
> 貧困対策 ： 2,500校	
> ヤングケアラー支援 ： 1,000校	
・スーパーバイザー： 67人 <週3時間>	
・教育支援センター： 250箇所 <週3時間>	
・オンラインによる広域的な支援： 67箇所 <週40時間>	

<重点配置について> 学びの多様化学校や夜間中学への配置を含む。
重点配置のメニューは重複活用可

<配置の工夫について>

自治体の配置の工夫により、週8時間以上の配置も可能(特に、いじめ・不登校等困難な課題を抱える学校や学びの多様化学校を想定)

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

子供の健康相談等に関する研修会等の開催

(文部科学省)

○ 全国学校保健・安全研究大会

- 養護教諭を含む教職員等を対象に年 1 回学校保健に係る全国大会を開催。大会における課題別研究協議会のテーマの一つとして「心の健康」を設定し、児童生徒の課題に即した心のケアや健康相談の進め方について取り扱う

○ 健康教育・食育担当者連絡協議会及び学校保健全国連絡協議会

- 都道府県教育委員会等の担当者を対象に、健康相談等に関する内容を含む協議会を年 2 回開催

(公益財団法人日本学校保健会)

○ 「学校保健の課題とその対応」研修会

- 養護教諭を含む教職員等を対象に、健康相談等に関する内容を含む研修会を年 3 回程度実施



(教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引)

- 健康相談を理解しやすくするために、様々な課題、例えば、事故または災害によるPTSDと思われる症状が現れた場合や、疾患に関する事例を通して、心身の健康課題やその背景の把握方法、児童生徒や保護者への基本的な支援や指導・助言、校内外の連携等について例示
- 協議会等で活用



心の健康、精神疾患に関する指導



令和6年3月 日本学校保健会発行

- 児童生徒が学習したことを日々の生活に生かしたり、学級担任や養護教諭等が必要に応じて継続的に指導ができるよう、日本学校保健会を通じて作成。
- 児童生徒が自分の心の状態に気付き、心の状態に影響する要因に目を向け、自分に見合った方法で適切に対処することができるよう、チェックシートや様々な対処法、相談窓口等について掲載。

チェックシート（一部）

今日のあなたの心の状態について、次の質問に答えましょう。

心の状態

今日のあなたの心の状態は、0から10で表すとどこですか。

(数字を書きましょう。)

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

よくない

よい

今日のあなたの心の状態に近いものはどれですか。

当てはまるものにチェック(☑)しましょう。(いくつ選んでもよい。)

☐ 楽しい	☐ うれい	☐ ワクワクする
☐ 晴れ晴れしている	☐ やる気がある	☐ イキイキする
☐ かなしい	☐ 不安がある	☐ イライラする
☐ さんちようする	☐ やる気が出ない	☐ 落ち込んでいる
☐ その他		

「その他」につけた人は、どのような状態ですか、このらんに書きましょう。

前の質問で答えた心の状態になった理由や出来事はありますか。

当てはまるものにチェック(☑)しましょう。(いくつ選んでもよい。)

☐ 先生のこと	☐ おだちのこと
☐ 物事のこと	☐ 家族のこと
☐ 自分のこと	☐ なんとなく(理由はない)
☐ その他	

「その他」につけた人は、その理由や出来事、このらんに書きましょう。

次の質問に答えて、今の自分を振り返りましょう。

生活習慣

最近の生活習慣について、当てはまるものにチェック(☑)しましょう。

	いつも 当てはまる	だいたい 当てはまる	当てはま らない
・朝、すっきり目がさめる。	☐	☐	☐
・夜、ぐっすりねむれる。	☐	☐	☐
・朝ごはんを食べる。	☐	☐	☐
・体育以外に、運動や遊びで体を動かす。	☐	☐	☐

体の調子

最近の体の調子について、当てはまるものにチェック(☑)しましょう。

・体の調子が悪いことはありませんか。
(頭が痛い、お腹が痛い、だるい、息苦しい、食欲がない など)

☐ ない ☐ とときさある ☐ よくある

身近な人との交流

身近な人たちとの交流について、当てはまるものにチェック(☑)しましょう。

・楽しく遊べる友だちがいますか。

☐ いる ☐ いない

・家族、友だち、先生など、身近な人と、よくおしゃべりしますか。

☐ する ☐ しない

・悩みがあるときや困ったときに、あなたの力になってくれる人はいませんか。

☐ いる ☐ いない

「いる」を選んだ人

・どんな人が思いうかびますか。(いくつ選んでもよい。)

☐ 親	☐ 祖父母	☐ 兄弟、姉妹	☐ 友だち
☐ 学校の先生(担任など)	☐ 保健室の先生	☐ スクールカウンセラー	
☐ 身近な大人(古い事の先生、近所の人など)	☐ その他		

「その他」を選んだ人は、その人はだれか、このらんに書きましょう。

現状・課題

養護教諭

- 複雑化・多様化する現代的健康課題への対応（生活習慣の乱れ、感染症の感染拡大、メンタルヘルスの問題、いじめ・不登校・貧困等を背景とした心身の不調、ICT環境の変化などに伴う問題）
- 新型コロナウイルス感染症を契機とした養護教諭に求められる役割の変容・増大（健康観察、健康相談、保健指導などの対応の充実）
- このような中、児童生徒等への支援のみならず、学校の衛生環境等の管理や関係機関との連携など様々な業務を並行して行わなければならない

- 多くの学校で養護教諭は一人配置であるため、多種多様な健康課題を抱える児童生徒等への継続した支援や、最新の医学・心理・福祉等の必要な知識や技能の更新が困難

栄養教諭

- 肥満や、やせ傾向、食物アレルギー等の多様な健康課題を有する児童生徒への個別相談指導の必要性の増大
- 食料安全保障、環境と調和のとれた食料システムなど、食を取り巻く現代的な課題に対応する指導を行うための体制充実、資質・能力の向上が必要
- 衛生管理等の通常業務に加え、食材の安定した調達や、昨今の物価高騰等の時勢を踏まえた対応が求められるなど、栄養教諭が担う業務が煩雑化している

- 栄養教諭は、複数校を兼務しているケースが多く、学校への配置数が相対的に少ないため、各学校に在籍している多様な課題を抱える生徒へのきめ細かな対応が困難。

事業内容

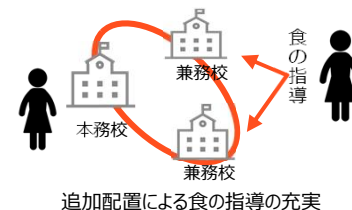
養護教諭の派遣による繁忙期や大規模校等における業務支援

- 域内にある大規模校のうち、養護教諭の配置が一人である学校に養護教諭を派遣し、二人配置にする。
- 健康診断の時期に、週2～3日、養護教諭を派遣したり、学校行事の時や年度末に養護教諭を派遣したりするなど、繁忙期の業務支援を行う。



栄養教諭の派遣による食の指導の充実、個別対応充実

- 複数校の兼務等により十分に食の指導が行き届いていない学校への派遣による食の指導の充実、個別の対応が必要な児童生徒が多い学校に追加の栄養教諭を派遣し、食の指導の充実を図る。



子供の心身の健康を担う養護教諭や栄養教諭の業務体制の強化や時代に即した資質能力の向上を図る

アウトプット（活動目標）

都道府県・指定都市が実施する養護教諭・栄養教諭の資格を有する者を学校に派遣し、繁忙期等の業務支援や食の指導の充実等を図る

短期アウトカム（成果目標）

複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等への対応の充実、養護教諭・栄養教諭の資質能力の向上

長期アウトカム（成果目標）

養護教諭・栄養教諭に相談しやすい環境の整備

事業実施期間 令和5年度～

＜実施主体＞ 都道府県又は指定都市教育委員会
＜補助率＞ 派遣に係る経費の3分の1を補助

(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)



参考資料



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

スクールカウンセラーの役割

✓ 法令上の位置づけ

学校教育法施行規則 第65条の3

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

（幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に準用）

✓ 閣議決定等

第4期教育振興基本計画

- 児童生徒を取り巻く様々な課題に対応するため、心理の専門家であるスクールカウンセラーの全公立小中学校への配置
- 不登校や貧困、虐待等の問題に重点的に対応するため、各地方公共団体のニーズに応じた配置促進

✓ 国による配置支援

スクールカウンセラー等活用事業〔令和6年度予算額 6,085百万円（前年度予算額 5,889百万円）〕

負担割合 国 1/3 都道府県・政令市 2/3

基盤となる配置 全公立小中学校（27,500校）に概ね週1回。

重点配置等 課題を抱える学校への重点配置 10,000校（←7,200校）

スーパーバイザー 67人

教育支援センターへの配置 250箇所

オンラインによる広域的な支援 67箇所 等

✓ 人材・資格

心理に関して専門的な知識・技術を有する者

（公認心理師、臨床心理士 等）

✓ 主な職務内容

- ① 児童生徒へのカウンセリング
- ② 教職員に対する助言・研修
- ③ 保護者に対する助言・援助
- ④ ストレスチェックや授業観察等の予防的対応
- ⑤ 事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア等

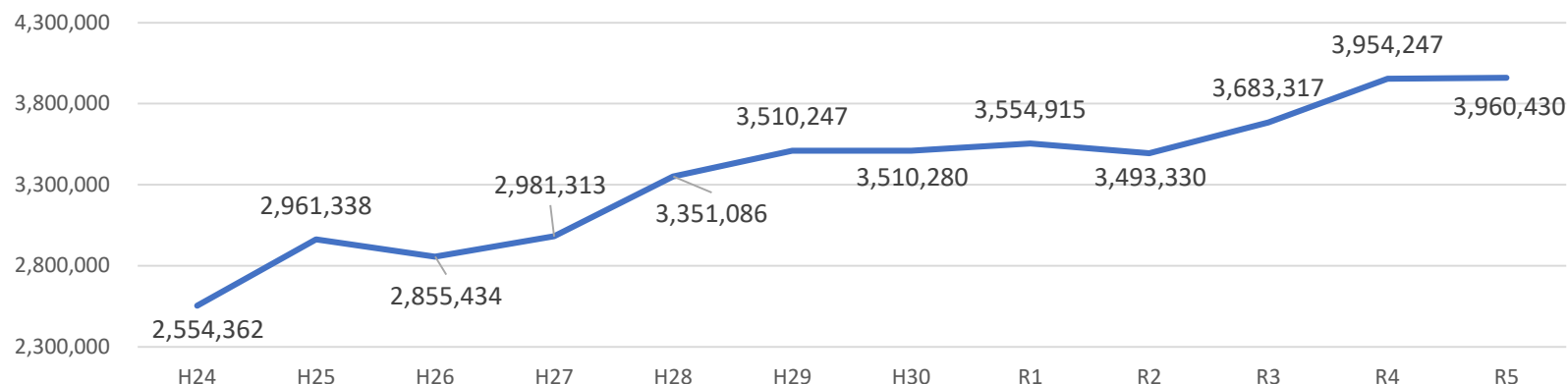
スクールカウンセラーの相談件数の推移

■ 児童生徒等による相談件数

※ 1回の相談内容が複数項目に該当する場合は、主となる項目1つをカウントし、同一の者が複数回相談した場合には、相談した回数を全てカウント。

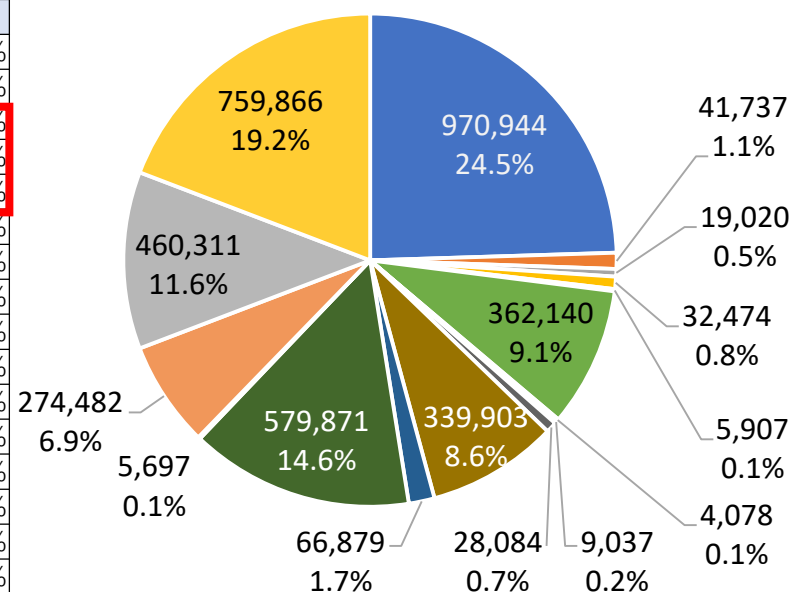
※ 児童生徒だけでなく、保護者や教職員からの相談も含む。「その他」には相談内容の区別が不明なものを含む。

※ 平成28年度以降は、緊急スクールカウンセラー等活用事業分（岩手県、宮城県、福島県）を含む。



■ 問題件数（令和5年度）の内訳

	件数（件）	
①不登校	970,944	24.5%
②いじめ問題	41,737	1.1%
③暴力行為	19,020	0.5%
④児童虐待	32,474	0.8%
⑤性的な被害	5,907	0.1%
⑥友人関係	362,140	9.1%
⑦貧困の問題	4,078	0.1%
⑧ヤングケアラー	9,037	0.2%
⑨非行・不良行為	28,084	0.7%
⑩家庭環境（④、⑦、⑧を除く）	339,903	8.6%
⑪教職員との関係	66,879	1.7%
⑫心身の健康・保健	579,871	14.6%
⑬性的マイノリティ	5,697	0.1%
⑭学業・進路	274,482	6.9%
⑮発達障害等	460,311	11.6%
⑯その他の内容	759,866	19.2%
合計	3,960,430	



スクールソーシャルワーカーの役割

✓ 法令上の位置づけ

学校教育法施行規則 第65条の4

スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

（幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に準用）

✓ 閣議決定等

第4期教育振興基本計画

- 児童生徒を取り巻く様々な課題に対応するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置
- 不登校や貧困、虐待等の問題に重点的に対応するため、各地方公共団体のニーズに応じた配置促進

✓ 国による配置支援

スクールソーシャルワーカー活用事業〔令和6年度予算額 2,355百万円（前年度予算額 2,313百万円）〕

負担割合 国 1/3 都道府県・政令市・中核市 2/3

基盤となる配置 全中学校区（10,000中学校区）に概ね週1回。

重点配置等 課題を抱える学校への重点配置 10,000校（←9,000校）

スーパーバイザー 67人

教育支援センターへの配置 250箇所

オンラインによる広域的な支援 67箇所 等

✓ 人材・資格

福祉に関して専門的な知識・技術を有する者

（社会福祉士、精神保健福祉士 等）

✓ 主な職務内容

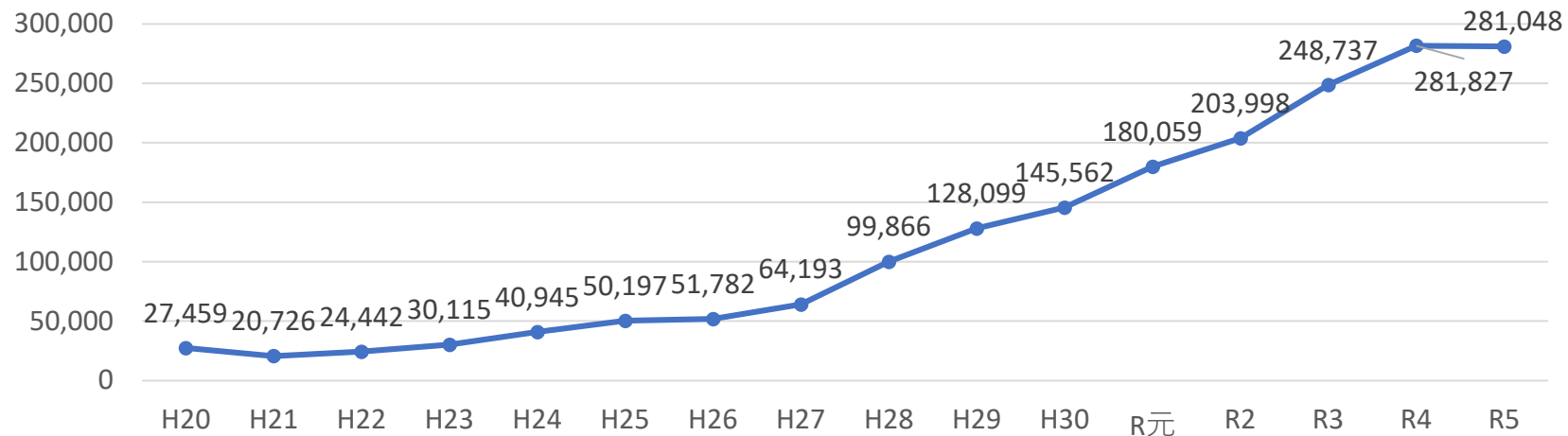
- ① 貧困・虐待等の課題を抱える児童生徒と児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ② 学校内におけるチーム支援体制の構築、複数の視点で検討できるケース会議とするための事前調整やケースのアセスメント及び課題解決のプランニングへの支援
- ③ 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 等

スクールソーシャルワーカーの支援対象児童生徒が抱える問題件数の推移

■ 継続支援対象児童生徒の抱える問題件数

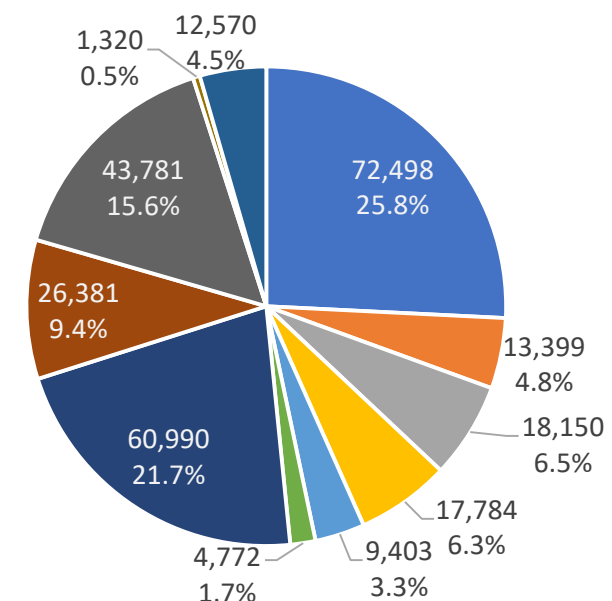
※支援対象児童生徒のうち、その支援が単発ではなく、ある程度の継続性を持って支援した児童生徒の抱える問題ごとの件数

※令和5年度～は、緊急スクールカウンセラー等活用事業分を含む。



■ 問題件数（令和5年度）の内訳

	件数（件）	
①不登校	72,498	25.8%
②いじめ、暴力行為、非行等の問題行動	13,399	4.8%
③友人、教職員等との関係の問題（②を除く。）	18,150	6.5%
④児童虐待	17,784	6.3%
⑤貧困の問題	9,403	3.3%
⑥ヤングケアラー	4,772	1.7%
⑦家庭環境の問題（④～⑥を除く。）	60,990	21.7%
⑧心身の健康・保健に関する問題（②と④を除く。）	26,381	9.4%
⑨発達障害等に関する問題	43,781	15.6%
⑩性的マイノリティ	1,320	0.5%
⑪その他	12,570	4.5%
合計	281,048	



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置形態について

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーは、地域や学校の状況等を勘案して、主に以下の4つの形態によって、配置がされている。

主な勤務先：学校



単独校方式

配置された学校のみを担当



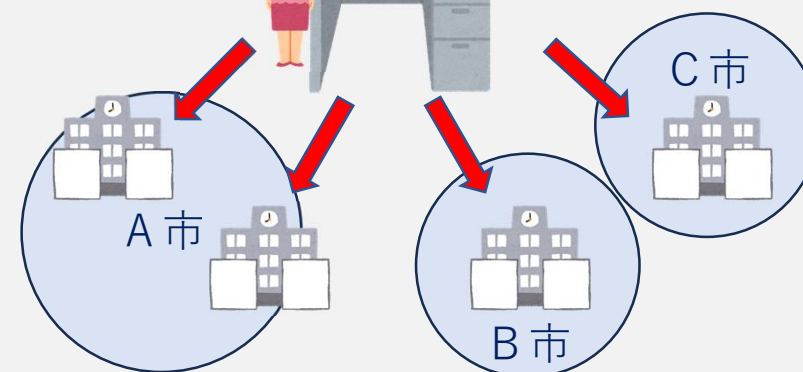
拠点校方式（小中連携）

中学校に配置され、併せて、当該中学校区内の小学校を対象校として担当

※学校規模等により、SC・SSWの必要度の高い学校が拠点校。

主な勤務先：教育委員会

教育委員会等



派遣方式

教育委員会等に配置され、学校からの要請に応じて派遣

巡回配置

教育委員会等に配置され、複数校を定期的に巡回

※派遣・巡回先の学校は、複数の市町村にまたがることもある。